

中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町外からの移住・定住を促進するため、本町に定住する目的で空き家を取得し、有効活用を図るために住宅の改修をしようとする移住者に対し、予算の範囲内において中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、中井町補助金等の交付に関する規則（平成10年中井町規則第23号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 新たに本町に定住することを目的として住所を定める者。
- (2) 申請者 補助金の交付を受けようとする者。
- (3) 住宅 居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所及び風呂を備えている戸建て住宅（集合住宅（マンション、アパート等をいう。）を除く。）をいう。（店舗併用のものを含む。）
- (4) 空き家 個人が自己の居住を目的として建築又は購入した住宅のうち、人が現に居住していない又は居住しなくなる予定の住宅をいう。
- (5) 子育て世帯 世帯の構成員に、同居する中学生以下の子がいる世帯をいう。
- (6) 若年夫婦世帯 婚姻の届出が受理された夫婦で、夫婦のいずれかが40歳未満である世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請日において、子育て世帯又は若年夫婦世帯に該当する者
- (2) 補助金の交付申請日において、改修を行う住宅の所在地に住民登録を行っていない者
- (3) 補助金の交付決定をした日から改修完了後1か月以内に、改修を行った住宅の所在地に住民登録を行うことができる者
- (4) 補助金の交付申請日において、補助対象住宅の売買契約日から1年を経

過していない者

(5) 改修を行った住宅の所在地に住民登録を行った日から起算して 10 年以上継続して居住できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

(1) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が町税を滞納している場合

(2) 申請者が中井町暴力団排除条例（平成23年中井町条例4号）第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団員等である場合

(3) 世帯員のいずれかが、同一の住宅について、この補助金の交付を受けている場合

(4) 世帯員のいずれかが、同一の住宅について、中井町三世代同居等推進事業補助金交付要綱に定められている補助金の交付を受けている場合

（補助金交付要件）

第4条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付決定後に改修し、当該補助金を交付申請する年度内に改修が完了する見込みであること。

(2) 住宅に係る売買契約が、所有者と申請者の間で結ばれていること。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業は、住宅機能向上のために行う改修で、内容は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、国、神奈川県又は中井町が行う他の補助金を受けて改修等を行った箇所については、対象としない。

(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修

(2) 内装、屋根、外壁等の改修

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める改修

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象事業に要した経費の2分の1以内（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、80万円を限度とする。

2 本町に事業所を有する法人又は個人が施工する改修である場合は、前項の額に20万円を加算した額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、補助対象事業の着手前に、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 入居者全員分の住民票
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し(補助対象となる経費のみが記載されたもの)
- (4) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (5) 改修予定箇所の現況写真
- (6) 空き家の売買契約書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金変更等承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の変更)

第10条 町長は、交付決定者から前条の規定による補助金の交付決定の変更又は取消しを決定したときは、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金変更等承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業及び改修を行った住宅への住民登録の完了後速やかに中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 改修の状況を確認できる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金確定通知を受けたあと、速やかに中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 誓約書に記載された事項に違反があったとき。
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとして相応しくないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金返還命令書（様式第9号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は、別表のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項第5号及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

別表（第15条関係）

改修を行った住宅の所在地に住民登録を行った日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の90%
2年以上3年未満	交付額の80%
3年以上4年未満	交付額の70%
4年以上5年未満	交付額の60%
5年以上6年未満	交付額の50%
6年以上7年未満	交付額の40%
7年以上8年未満	交付額の30%
8年以上9年未満	交付額の20%
9年以上10年未満	交付額の10%

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

中井町長 殿

（申請者）
現住所
氏名
電話番号

中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業を実施したいので、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

改修を実施する空き家の住所	中井町
空き家の売買契約日	年 月 日
入居予定年月日	年 月 日
改修の事業内容	
補助対象経費（税抜）	円
補助金交付申請額	円
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
改修施工業者	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号

添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 入居者全員分の住民票
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し（補助対象となる経費のみが記載されたもの）
- (4) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類
- (5) 改修予定箇所の現況写真
- (6) 空き家の売買契約書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

年 月 日

中井町長

殿

現住所

氏 名

誓 約 書

私は、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金の交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

1. 改修を行った住宅の所在地に住民登録を行った日から10年未満の間に、中井町外へ転出しないこと。また、同じく改修を行った住宅の所在地に住民登録を行った日から10年未満の間に、補助対象事業の改修を行った空き家から転居しないこと。
2. 中井町が本申請において審査する際に必要な事項・内容について調査することを承諾すること。
3. 改修を行った住宅の所在地に住民登録を行った日から起算して10年間、町が私と同一世帯の者について、住民基本台帳により居住の状況を確認することを承諾すること。
4. 中井町暴力団排除条例（平成23年中井町条例4号）第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団員等ではないこと。
5. 以上の事項に違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還すること。

第 号
年 月 日

様

中井町長



中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金については、次のとおり決定したので、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により通知します。

なお、要綱第3条各号に掲げる要件に違反したときは、要綱第15条の規定により補助金の返還を求めます。

1 決定内容

補助金の交付を決定します。

交付決定金額 _____ 円

次の理由により、補助金の交付をすることはできません。
(理由)

2 注意事項

- (1) 補助対象事業の内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付の目的以外に使用しないこと。
- (3) 補助対象事業の遂行状況に関し報告を求め、又は現地調査を行うことがあること。
- (4) 補助対象事業の完了後速やかに中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて提出すること。
 - ※ 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
 - ※ 改修の状況を確認できる写真
 - ※ その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

中井町長

殿

（申請者）

現住所

氏名

電話番号

中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金
変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった
中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業を下記のとおり（変更・中止）したい
ので、承認されたく、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付要綱
第9条の規定により、申請いたします。

記

補助対象物件の住所	中井町	
（変更・中止） 年月日	年 月 日	
（変更・中止） の理由		
変更の内容 （※変更の場合のみ）		
補助対象経費（税抜）	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円

第 号
年 月 日

様

中井町長



中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金
変更等承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業の変更等については、次のとおり決定したので、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により通知します。

なお、要綱第3条各号に掲げる要件に違反したときは、要綱第15条の規定により補助金の返還を求めます。

1 決定内容

補助対象事業の変更（中止）について、承認することを決定します。

既交付決定金額 _____ 円

変更決定金額 _____ 円

（変更理由）

次の理由により、補助対象事業の変更（中止）をすることはできません。

（理由）

2 注意事項

- (1) 補助対象事業の内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付の目的以外に使用しないこと。
- (3) 補助対象事業の遂行状況に関し報告を求め、又は現地調査を行うことがあること。
- (4) 補助対象事業の完了後速やかに中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて提出すること。
 - ※ 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
 - ※ 改修の状況を確認できる写真
 - ※ その他町長が必要と認める書類

年 月 日

中井町長

殿

（申請者）

現住所

氏名

電話番号

中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業を下記のとおり実施したので、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 補助事業に要した経費 _____ 円（税抜）

2. 補助金交付決定額 _____ 円

3. 事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

4. 改修を行った住宅の所在地に住民登録を行った日 年 月 日

5. 添付書類

- (1) 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 改修の状況を確認できる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

中井町長



中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした補助金について中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり確定します。

金 _____ 円

年 月 日

中井町長

殿

（請求者）

現住所

氏名

印

電話番号

中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知があった中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金として、下記金額を交付されるよう中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金交付要綱第13条の規定により請求いたします。

記

1. 請求額 _____ 円

2. 振込先

金融機関		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

(注意)

※ 口座名義人は、交付決定者（請求者）と同一人としてください。

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

中井町長



中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした補助金については、
交付の決定を取り消しましたので、中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補
助金交付要綱第15条第2項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

交付決定金額	円
交付済額	円
返還命令額	円
納付期限	年 月 日まで
取消理由	
備考	